

広島県告示第七百六十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定による外郭施設の改良について、次のとおり届出があった。

令和七年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 届出者

広島県廿日市市宮島口一丁目一五番六〇号

二 施設の所在する水域の範囲

広島県廿日市市宮島口一丁目一五番六〇号地先

三 施設の種類及び規模（施設の種類、規模及び構造）

1 種類

防波堤及び突堤

2 規模

防波堤（直立消波ブロック式）延長 四四九・〇メートル 幅 五・二メートル
突堤（直立消波ブロック式）延長 一八二・五メートル 幅 五・二メートル
計画天端高 C・D・Lプラス五・六メートル

四 施設の改良の工事の開始及び完了の予定期日

1 開始予定期日

令和七年十月一日

2 完了予定期日

令和十一年三月三十一日

五 施設の使用及び管理の計画

1 管理者

広島県廿日市市宮島口一丁目一五番六〇号

宮島ボートレース企業団 企業長 松本太郎

2 施設の使用計画

ボートレース宮島の競走水面の静穏度の確保及び一般船舶の侵入防止

3 施設的管理計画

関係者以外立ち入り禁止のための立ち入り防護柵設置による管理
ボートレース宮島水域施設維持管理計画による